

組合会報告

(理事専決処分報告、令和5年度 事業報告・決算 他)

開催日 令和6年7月16日 於 弁護士会館2階講堂 クレオA

理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。



1. 東京都弁護士国民健康保険組合規約改正について

(1) 地区拡大に係る規約改正

組合の地区を規定する組合規約第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外に転居したため、この市町村を規約第三条に定める地区に加える規約改正。

前回の組合会(令和6年3月6日開催)で認可申請中として報告した静岡県藤枝市及び兵庫県尼崎市は同年3月18日付で認可されました。山形県鶴岡市は同年4月23日理事会議決し、同年6月21日付で認可されました。(以下①②)

- ・ 従 来：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道札幌市、宮城県仙台市、福島県(会津若松市及び郡山市)、茨城県(水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市)、栃木県(宇都宮市、足利市、小山市及び那須塩原市)、群馬県(前橋市、高崎市、館林市及び吾妻郡嬬恋村)、新潟県(新潟市、長岡市及び南魚沼市)、富山県富山市、山梨県(甲府市、大月市、北杜市及び南都留郡山中湖村)、長野県(茅野市、佐久市、北佐久郡軽井沢町及び下高井郡山ノ内町)、岐阜県(岐阜市、羽島市及び各務原市)、静岡県(静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、裾野市、田方郡函南町、駿東郡清水町及び長泉町)、愛知県(名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市)、三重県津市、滋賀県草津市、京都府京都市、大阪府(大阪市、堺市、豊中市及び茨木市)、兵庫県(神戸市及び西宮市)、奈良県(大和郡山市及び生駒郡安堵町)、広島県(広島市及び福山市)、山口県山口市、福岡県(北九州市及び福岡市)、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市及び沖縄県島尻郡与那原町
- ・ 改正後：①「静岡県藤枝市」「兵庫県尼崎市」を追加(令和6年1月18日理事会議決、令和6年3月18日認可)
②「山形県鶴岡市」を追加(令和6年4月23日理事会議決、令和6年6月21日認可)

(2) 組合員の除名を定める第九条の改正

国民健康保険料滞納による組合員の除名処分後の再加入について「原則として認めない」旨の第3項を加える規約改正

(除名)

第九条 次の各号の一に該当する組合員は理事会の議決によって除名することができる。

- 一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後六ヶ月を経過したにもかかわらず保険料を納付しないとき。
- 二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし又は加入の申込に当って虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。
- 2 前項の除名は、除名した組合員にその旨を記載した書面をもって通知する。
- 3 原則として、1項によって除名された組合員の再加入は認められない。

附則(令和六年四月二十三日改正)

1. この規約改正(第九条)は認可の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

(3) 第五条及び第七条に外国法事務弁護士事務所を追記する改正

「法律事務所」の記載に「外国法事務弁護士事務所」を追記する規約改正

(組合員の範囲)

第五条 組合員は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、神奈川県弁護士会、千葉県弁護士会及び埼玉弁護士会に所属する弁護士及び外国法事務弁護士並びにその法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者で、第三条の地区内に住所を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第五十条に規定する被保険者は組合員としない。

- 3 組合員が弁護士又は外国法事務弁護士であること及び法律事務所又は**外国法事務弁護士事務所**に勤務し業務に従事する者であることの判定基準は別に定める。

(加入の申込)

第七条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、職業、法律事務所又は**外国法事務弁護士事務所**の所在地、事務所形態、所属形態及び法第六条各号に関する事項(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第1項第八号又は、同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。なお、世帯に属する者の職業が弁護士、外国法事務弁護士、又は法律事務所又は**外国法事務弁護士事務所**に勤務し業務に従事する者である場合は、その法律事務所又は**外国法事務弁護士事務所**の所在地、事務所形態、所属形態を記載した書面を併せて組合に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込をした者は専務理事が受理を決定した日に組合員となる。
- 3 前項の決定は第1項の申込をした日から一ヶ月以内にしなければならない。

附則(令和六年六月三十日改正)

1. この規約改正(第五条、第七条)は認可の日から施行する。

令和5年度 事業報告

1. 事業概況

令和5年度は、令和4年10月の土業の健康保険・厚生年金保険の適用拡大の影響が続き、平均被保険者数は前年度対比204人減となりました。保険料は、医療の高度化・高額治療・高額薬剤の保険適用等による保険給付費の大幅な増加、また、高齢者関係拠出金の増加に対応して、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の合計を組合員月額2,000円、家族1名につき月額700円、介護保険料100円の増額とさせていただきます。

その結果、堅実に決算を了することができました。改めてご負担ご協力いただいた組合員各位に感謝申し上げます。

令和5年度の実施事業として、令和6年1月に全組合員を対象に資格調査、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応、産前産後相当分保険料軽減等を実施し、それぞれ対応したシステム改修を行いました。また、令和5年12月25日に千代田区霞が関の弁護士会館から港区虎ノ門のメトロシティ神谷町に事務局を移転しました。

令和5年度決算の概況についてご報告します。前年度対比、歳入は、保険料約5億5,700万円増、国庫補助金約787万円減、高額医療費共同事業交付金約6,642万円減、繰越金約1億6,259万円減等により、歳入合計は約3億3,260万円の増。歳出は、総務費約4,302万円増、保険給付費約1億6,120万円増、後期高齢者支援金約1億7,862万円増、前期高齢者納付金約241万円減、介護納付金約3,135万円増、共同事業拠出金約9,688万円増、保健事業費約454万円増等により歳出合計は約5億890万円の増、差引残高は前年度対比約1億7,630万円減の決算となりました。

なお、差引残高11億6,843万円から令和4年度繰越金12億7,273万円を差し引いた単年度収支は、マイナス1億430万円、前年度対比1,370万円減となりました。

また、療養給付費等補助金の一部として措置される特別調整補助金(保険者機能強化分、特別の事情分及び保険者インセンティブ)については、合計約1億4,749万円を確保することができました。補助対象は、レセプト点検、医療費通知、第三者行為求償事務、後発医薬品の普及推進、適正受診の普及啓発、がん検診、歯科カウンセリング、メンタルヘルスカウンセリング、臓器提供意思表示シール、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金、未就学児世帯支援金、産前産後相当分の保険料軽減措置、資格調査、制度改正に対応してのシステム改修等に対する補助となっております。

療養給付費等補助金(特別調整補助金)、事務費負担金、特定健診都費補助金、出産育児一時金等補助金につきましては、実績報告後、令和6年度に精算の上、一部返還(約1,375万円程度)が見込まれております。

今後、マイナンバーカードと保険証の一体化による保険証の廃止、子ども・子育て支援制度の開始、被用者保険の更なる適用拡大等、組合を取りまく情勢は予断を許さない状況が続いております。今後とも適正な事業運営を基本とし、様々な制度改正に的確に対応して参る所存であります。

2. 組合会

(1) 臨時組合会(令和5年7月18日開催)

(報告事項)理事専決処分による規約改正

(議決事項)1. 令和4年度事業報告 2. 令和4年度歳入歳出決算(監事監査報告) 3. 令和4年度剰余金処分
4. 令和5年度予算補正

(2) 通常組合会(令和6年3月6日開催)

(報告事項)理事専決処分による規約改正、令和5年度予算補正

(議決事項)1. 組合規約改正 2. 令和6年度事業計画
3. 令和6年度歳入歳出予算 4. 令和6年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

3. 理事会・監査

理事会8回、理事会内小委員会2回、監事監査7回(年次監査1回、月次監査6回)

4. 国民健康保険料

(1) 国民健康保険料月額(令和5年度)

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
組合員月額	24,700円	5,100円	5,600円
家族一人につき月額	7,600円	5,100円	5,600円

(2) 国民健康保険料現年度分収納額(基礎賦課額+後期高齢者支援金等賦課額+介護納付金賦課額) (単位:円)

予算額	調定額	収納額	還付未済額	不納欠損額	未収入額	収納率
10,269,772,000	10,246,355,400	10,216,975,600	379,000	0	29,379,800	99.71%

(令和4年度99.76%)

(3) 未就学児世帯支援金

(令和5年11月30日時点の未就学児被保険者1人につき12,000円を令和6年1月1日に賦課する保険料より控除)

対象未就学児	3,724人	支援金	44,688,000円
--------	--------	-----	-------------

(4) 産前産後期間相当分の保険料軽減措置(令和6年1月開始)

(令和5年11月1日以降に出産(出産予定)の被保険者について、産前産後期間の4か月相当分(多胎妊娠は6か月相当分)を免除)

対象者	122人	減額保険料	5,016,900円
-----	------	-------	------------

5. 被保険者数(年間平均の推移)

年度	組合員	都内居住組合員	被保険者	都内居住被保険者	被保険者前年度対比(%)	給付割合別内訳				合計	特定被保険者	介護第2号
						未就学児(8割給付)	一般(7割給付)	高齢上位(7割給付)	高齢一般(8割給付)			
R3	18,681	13,501	36,543	26,538	100.88	3,889	30,751	1,052	468	36,160	3,002	14,679
R4	18,529	13,434	36,394	26,522	99.59	3,780	31,134	994	416	36,324	3,806	14,940
R5	18,390	13,400	36,190	26,502	99.44	3,639	31,221	955	375	36,190	5,106	15,186

6. 療養の給付の推移

療養の給付の推移(事業年報ベース、第三者行為求償・不当利得等控除後)

年度	診療費(訪問看護・食事療養費含む)					調剤費用額B(円)	A+B総費用額(円)	保険者負担分(円)	前年度対比(%)	1か月当り平均支払額(円)	1人当り費用額(円)	前年度対比(%)
	診療件数(件)	診療日数(日)	診療費用額A(円)	受診率(%)	1件当り日数(日)							
R3	327,626	478,701	6,072,429,515	896.55	1.46	1,436,116,260	7,508,545,775	5,359,338,303	112	446,611,525	205,472	111
R4	347,046	498,870	6,273,653,732	953.58	1.44	1,518,337,630	7,791,991,362	5,568,497,456	104	464,041,455	214,101	104
R5	372,853	524,111	6,363,854,987	1030.27	1.41	1,708,092,707	8,071,947,694	5,761,032,711	103	480,086,059	223,044	104

診療費の内訳推移(医科入院・医科入院外・歯科)

年度	入院(食事療養費を含む)				入院外(訪問看護含む)				歯科			
	診療件数(件)	診療日数(日)	診療費用額(円)	1件当り費用額(円)	診療件数(件)	診療日数(日)	診療費用額(円)	1件当り費用額(円)	診療件数(件)	診療日数(日)	診療費用額(円)	1件当り費用額(円)
R3	3,184	25,598	1,897,380,999	595,911	249,979	344,960	3,359,528,776	13,439	74,463	108,143	815,519,740	10,952
R4	2,968	23,105	1,736,070,212	584,929	267,469	367,526	3,702,563,150	13,843	76,609	108,239	835,020,370	10,900
R5	3,009	22,855	1,685,016,031	559,992	290,490	388,009	3,739,853,381	12,874	78,652	108,886	850,406,064	10,812

7. 高齢者関係の拠出金・介護納付金

高齢者関係の拠出金推移

年度	後期高齢者 支援金 (円)	病床転換 支援金 (円)	前期高齢者 納付金 (円)	合計 (円)	前年度 対比 (%)
R3	2,290,144,695	7,403	1,667,775,068	3,957,927,166	114.50
R4	2,280,535,365	7,118	1,623,784,719	3,904,327,202	98.65
R5	2,459,158,077	3,561	1,621,370,272	4,080,531,910	104.51

介護納付金の推移

年度	介護納付金 (円)	前年度 対比 (%)
R3	1,094,901,516	107.18
R4	1,123,189,663	102.58
R5	1,154,539,424	102.79

※いずれの拠出金・支援金・納付金の金額については、事務費拠出金を含む。

8. 高額療養費

高額療養費の推移

年度	件数 (件)	高額療養費 (円)	前年度 対比 (%)	1件当り 支給額 (円)	前年度 対比 (%)
R3	3,382	370,823,403	101.30	109,646	101.53
R4	3,335	380,143,722	102.51	113,986	103.96
R5	3,243	333,605,495	87.76	102,869	90.25

高額介護合算療養費の推移

年度	件数 (件)	高額介護 合算療養費 (円)
R3	1	29,861
R4	0	0
R5	1	13,764

9. 療養費

療養費の推移

年度	診療・調剤		柔道整復師		コルセット		鍼灸・マッサージ		合計		前年度 対比 (%)
	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	
R3	265	3,399,991	7,739	32,475,120	270	8,917,008	411	5,073,888	8,685	49,866,007	113.15
R4	181	3,192,824	8,253	33,441,156	232	7,312,021	384	3,985,449	9,050	47,931,450	96.12
R5	193	2,183,929	8,665	35,038,920	264	8,280,364	494	4,561,726	9,616	50,064,939	104.45

10. 出産育児一時金・葬祭費・移送費・傷病手当金

出産育児一時金の推移

年度	件数	支給額 (円)	前年度対比(%)	
			件数	支給額
R3	423	177,532,000	104.70	104.70
R4	380	159,504,000	89.83	89.85
R5	325	159,435,501	85.53	99.96

① 出産育児一時金支給額

出産年月日	金額
平成27年1月1日～ 令和3年12月31日	420,000円 (産科医療補償制度未加入の場合は404,000円)
令和4年1月1日～ 令和5年3月31日	420,000円 (産科医療補償制度未加入の場合は408,000円)
令和5年4月1日～	500,000円 (産科医療補償制度未加入の場合は488,000円)

葬祭費の推移

年度	件数	支給額 (円)	前年度対比(%)	
			件数	支給額
R3	33	2,310,000	82.50	82.50
R4	48	3,360,000	145.45	145.45
R5	34	2,380,000	70.83	70.83

② 葬祭費の支給額

死亡年月日	金額
平成9年4月1日～	70,000円

移送費の推移

年度	件数	支給額(円)
R3	1	99,825
R4	0	0
R5	0	0

傷病手当金(新型コロナウイルス感染症に係る分)の推移

年度	件数	支給額	(前年度対比%)	
			件数	支給額
R3	7	912,738		
R4	40	2,871,228	571.43	314.57
R5	1	23,199	2.50	0.81

(給与所得者が新型コロナウイルスに感染する等の状況から労務不能となり、給与等の支払いを受けられない場合に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からの労務不能期間を対象)

11. 保健事業

- ①医療費通知の実施（平成30年度より年間版医療費通知を作成送付（令和4年12月診療分から令和5年11月診療分までを令和6年2月に全組合員に送付（17,387通））、なお、令和4年度より柔道整復療養費も含めて通知を実施）
- ②柔道整復療養費についての患者調査の実施（多部位負傷、長期継続、頻回傾向の申請書について抽出し実施、平成25年1月～）
- ③後発医薬品差額通知の実施（令和5年4月分及び11月分受診分について、のべ1,180名に対して後発医薬品に変更した場合の減額される一部負担金額を通知）
- ④歯科カウンセリングの実施（年間10回、歯科医師を招へい）
- ⑤出産祝品（ギフトカード（10,000円））の贈呈 608件
- ⑥無受診者の表彰
 (1)平成30年4月から令和5年3月までの5年間無受診（前年度以前表彰者を除く）の24世帯に対して感謝状及び記念品を贈呈
 (2)平成25年4月から令和5年3月までの10年間無受診（前年度以前表彰者を除く）の4世帯に対して感謝状及び記念品を贈呈
 (3)平成20年4月から令和5年3月までの15年間無受診（前年度以前表彰者を除く）の1世帯に対して感謝状及び記念品を贈呈
 (4)平成15年4月から令和5年3月までの20年間無受診（前年度以前表彰者を除く）の1世帯に対して感謝状及び記念品を贈呈
- ⑦東京ディズニーリゾート® 特別利用券の発行及び補助
 （発行枚数7,715枚、使用枚数3,778枚、組合補助額5,667,000円）
- ⑧春季健康診断の実施及び補助（東京三弁護士会共催、生活習慣病健診、郵便による大腸がん検診等）
 弁護士会館5月31日～7月8日のうち20日間、多摩支部及び千葉県弁護士会会議室においても各1日実施
 なお、受診希望の増加に対応して8月4日～8月18日のうち5日間、別会場にて追加実施

本組合加入者受診数

生活習慣病健診	大腸がん検診	肝炎ウイルス検査	腫瘍マーカー検査	組合補助額
4,338名	1,470名	976名	2,870名	26,401,150円

- ⑨秋季健康診断の実施及び補助（東京三弁護士会共催、定期健康診断、がん検診等）
 弁護士会館11月13日～11月30日のうち14日間実施、多摩支部12月8日、千葉県弁護士会会議室12月16日に実施
 医療機関（こころとからだの元気プラザ）では令和5年11月1日～令和6年3月15日の間実施

本組合加入者受診数

定期健康診断	大腸がん検診	PSA検査	肝炎ウイルス検査	胃がん検診	組合補助額
3,202名	1,063名	790名	509名	937名	23,447,350円

なお、2月13日に結果説明会及び健康相談（東京都国民健康保険団体連合会より保健師2名の派遣を受け、加速度脈波計による血管年齢測定含む）を計14名に実施

⑩その他健康診断事業

	受診者数	組合補助額
女性のための子宮がん・乳がん検診	こころとからだの元気プラザ受診分	719名 2,483,000円
	ネットワーク受診分	495名 1,207,146円
人間ドック（ネットワーク受診）	1,005名	7,921,450円
生活習慣病（ネットワーク受診）	137名	773,219円
生活習慣病（巡回型）	3名	6,904円
歯科健診（ネットワーク受診）	4名	4,000円
		合計 12,395,719円

- ⑪ 特定健診・特定保健指導の実施及び補助(40歳以上の被保険者を対象に⑧⑨⑩の健診と併せて実施。また、各地域の医療機関についても集合契約を締結し実施。)

特定健康診査

対象者数	受診数	受診率
17,892名	6,576名	36.8%

特定健康診査受診数内訳

春季健診同時受診	秋季健診同時受診	地域医療機関での受診	生活習慣病ネットワーク受診同時受診	生活習慣病巡回型同時受診	人間ドックネットワーク受診同時受診
3,200名	1,570名	869名	78名	2名	857名

特定保健指導

対象者数	利用者数	利用率
474名	33名	7.0%

特定保健指導利用者数内訳

年度内積極的支援利用者	動機付け支援
17名	16名

組合補助合計額

45,401,105円

⑫メンタルヘルスカウンセリング

平成25年6月より(株)法研及び(株)東京カウンセリングセンターと契約し開始。

令和4年度(令和4年4月～令和5年3月) 利用状況(のべ回数)

	男性	女性	合計
面接	23	84	107
電話	27	52	79
WEB	0	1	1
合計	50	137	187

令和5年度(令和5年4月～令和6年3月) 利用状況(のべ回数)

	男性	女性	合計
面接	10	74	84
電話	12	63	75
WEB	0	4	4
合計	22	141	163

⑬人間ドックのあっせん 261名受診

がん研有明病院健診センター	181名
明治安田厚生事業団新宿健診センター	12名
こころとからだの元気プラザ	53名

日本健康増進財団恵比寿健診センター	6名
東京武蔵野病院脳ドックセンター ^(※)	9名

(※)東京武蔵野病院脳ドックは、医療機関の事情により令和5年9月28日をもって終了しました。

⑭スポーツクラブのあっせん (株)ルネサンス119名

12. 広報について

- 令和5年9月、組合報第85号(37ページ)を発行、メンタルヘルスカウンセリング・ジェネリック医薬品・柔道整復療養費・マイナンバーカードの保険証利用等のリーフレットを併せて組合員全員に送付
- 令和6年3月、令和6年度のおしらせ(保険料改定、保険証、各種届出、マイナンバー、ウェブサイト、健診及び事業案内等についてのおしらせ)、東京ディズニーリゾート特別利用券について、メンタルヘルスのリーフレットを併せて組合員全員に送付
- 平成22年3月開設の組合ホームページにより、制度改正等、時宜に応じ更新し、広報を実施
- 平成20年4月から開始の後期高齢者医療制度に対応して、該当の方への広報活動を75歳到達月の約2カ月前に個別に実施
- 新規介護保険第2号被保険者(40歳到達者)への介護分保険料賦課開始についての広報を該当者に年4回実施

13. 情報システムの運用状況

①基幹システムのサーバー、クライアントPC及びプリンタについて、オフラインの独立した環境で運用。②マイナンバー専用の管理システムについて、専用のPC、プリンタ、回線を利用し、独立した環境で運用。③国保総合システムについて、専用のPC、プリンタ、回線を利用し、独立した環境で運用。④インターネット用のPCについては、①②③のシステムと接続しない環境で利用。⑤セキュリティ強化対策として情報漏洩防止・監視システム、ファイアーウォール及びL3スイッチを導入。なお、令和5年度の運用においてシステム障害、情報漏洩事故等の発生の事実は確認されておりません。

14. 事務局移転について

令和5年12月25日、千代田区霞が関1-1-3弁護士会館14階から港区虎ノ門5-1-5メトロシティ神谷町7階(73.44坪)に事務局移転。

移転費用	敷金	13,219,200円
	仲介手数料	1,454,112円
	工事請負費	12,255,035円
	工事請負費(旧事務局現状回復)	759,000円
	移転作業費	6,696,800円
	什器備品費	7,741,337円
	計	42,125,484円

(参考)

月額賃料(共益費込、税込) 1,454,112円(令和5年11月～令和6年3月分までは月額403,920円)

月額清掃料(税込) 80,117円

15. 令和5年度資格調査の実施

令和6年1月、事務所及び組合員宛てに資格調査の通知を送付し、組合員・家族の被保険者が法令、規約に定める範囲に該当しているか、健康保険(協会けんぽ)の被用者に該当していないか等について、客観的な証拠書類の提出により資格を確認する調査を実施しております。

16. 法令遵守(コンプライアンス)研修

役員及び職員に対して1回、職員に対して1回、本組合法令遵守(コンプライアンス)担当理事により研修会を行いました。

17. むすび

以上のとおり、令和5年度につきましては、厳しい状況下にもかかわらず、組合員・被保険者の皆様、関係各位のご理解・ご協力をいただき、堅実に事業を了することができました。改めて感謝申し上げる次第であります。

令和5年度 歳入歳出決算

(単位：円)

歳入	(%)	歳出	(%)
保険料	10,234,683,680 (74.682)	保険給付費	6,370,085,812 (50.815)
国庫支出金	1,627,438,868 (11.875)	後期高齢者支援金等	2,459,161,638 (19.617)
都支出金	168,029,445 (1.226)	前期高齢者納付金等	1,621,370,272 (12.934)
共同事業交付金	374,194,000 (2.730)	介護納付金	1,154,539,424 (9.210)
財産収入	34,147 (0.000)	共同事業拠出金等	450,958,492 (3.597)
繰入金	0 (0.000)	保健事業費	140,942,434 (1.124)
繰越金	1,272,733,319 (9.287)	積立金	34,147 (0.000)
諸収入	27,162,091 (0.198)	総務費・組合会費	315,283,036 (2.515)
		諸支出金	23,465,680 (0.187)
合計(a)	13,704,275,550 (100.00)	合計(b)	12,535,840,935 (100.00)

歳入歳出差引残高(a-b)

1,168,434,615円

財産目録

令和6年3月31日現在における財産は、次のとおり。

(1) 積立金・準備金等	1,846,386,978円
(2) 備品(財産台帳記載の備品) 28点	14,468,800円
(3) その他財産(事務所敷金)	13,219,200円

預け先：東京メトロ都市開発 株式会社

(参考)東京都弁護士国民健康保険組合財務規程(抜粋)

積立金・準備金明細(令和6年3月末)

区 分	金 額
特別積立金	1,255,080,638円
給付費支払準備金	412,771,112円
退職積立金	178,535,228円
合 計	1,846,386,978円

第三十三条 組合の財産は、次の各号に掲げる種類ごとに区分して整理するものとする。

- 一 準備金
- 二 積立金
- 三 土地、建物、備品、車輛等の有形固定資産。ただし、ここでいう備品は取得価格が10万円以上のものとする。
- 四 電話加入権、借地権等の無形固定資産
- 五 保証金、電信電話債券等の有価証券

令和5年度 決算剰余金処分

令和5年度決算剰余金1,168,434,615円については、国民健康保険法施行令第十九条、第二十条及び第二十一条及び組合規約に基づいて、次のとおり処分する。

(参考、平成28年度末より法定必要額の基準改正)

区 分	金 額
特別積立金	32,000,000円
給付費支払準備金	22,000,000円
退職積立金	10,000,000円
翌年度繰越金	1,104,434,615円
合 計	1,168,434,615円

○特別積立金

組合は、毎年度末において当該年度内に請求を受けた保険給付費から国庫補助金(定率分)の額を差し引いた額の2/12、高齢者関係拠出金(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金等)及び介護納付金の総額から国庫補助金(定率分)の額を差し引いた額の1/12に相当する額を保有する。(目的：組合が解散した場合に診療報酬等の支払いに支障をきたさないように据え置かなければならない資金、国民健康保険法施行令第十九条)

○給付費支払準備金

組合は、直近3カ年度の保険給付費の平均額から直近3カ年度の国庫補助金(定率分)の額の平均額を差し引いた額の1/12に相当する額を保有する。(目的：保険給付費等に不足が生じたときに使用することを目的として保有する資金、国民健康保険法施行令第二十条)

○国民健康保険法施行令第二十条第2項

組合は、規約の定めるところにより、給付費支払準備金以外の準備金を積み立てることができる。

○組合規約第五十五条の二 この組合は、施行令第二十条第2項に基づき、次の積立をすることができる。

一 退職積立金

○国民健康保険法施行令第二十一条

組合は、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、前条の準備金として積み立てるものを除き、これを翌年度の収入に繰り入れなければならない。

	法定必要額	保有額(令和6年3月末)	保有率	法定必要額を超える保有額
特別積立金	1,286,925,000円	1,255,080,638円	97.53%	▲ 31,844,362円
給付費支払準備金	434,403,000円	412,771,112円	95.02%	▲ 21,631,888円
合 計	1,721,328,000円	1,667,851,750円	96.89%	▲ 53,476,250円

令和6年度 予算補正

①令和5年度決算において事務費負担金や国庫補助金等が過大に交付されたことにより、令和5年度決算終了後、実績報告を行い返還することとなります。返還額が高額になることが見込まれるため、令和6年度予算について、諸支出金の償還金及び利子を増額する予算補正。②令和5年度決算確定により歳入の繰越金及び歳出の予備費を予算補正。

令和6年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項

令和6年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ80,975千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,757,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(第1表) 令和6年度歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		1,185,410	▲ 80,975	1,104,435
	1 繰越金	1,185,410	▲ 80,975	1,104,435
補正されなかった款項に係わる額		12,652,955		12,652,955
歳入合計		13,838,365	▲ 80,975	13,757,390

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸支出金		8,051	13,760	21,811
	1 償還金及利子	8,000	13,760	21,760
13 予備費		335,514	▲ 94,735	240,779
	1 予備費	335,514	▲ 94,735	240,779
補正されなかった款項に係わる額		13,494,800		13,494,800
歳出合計		13,838,365	▲ 80,975	13,757,390

